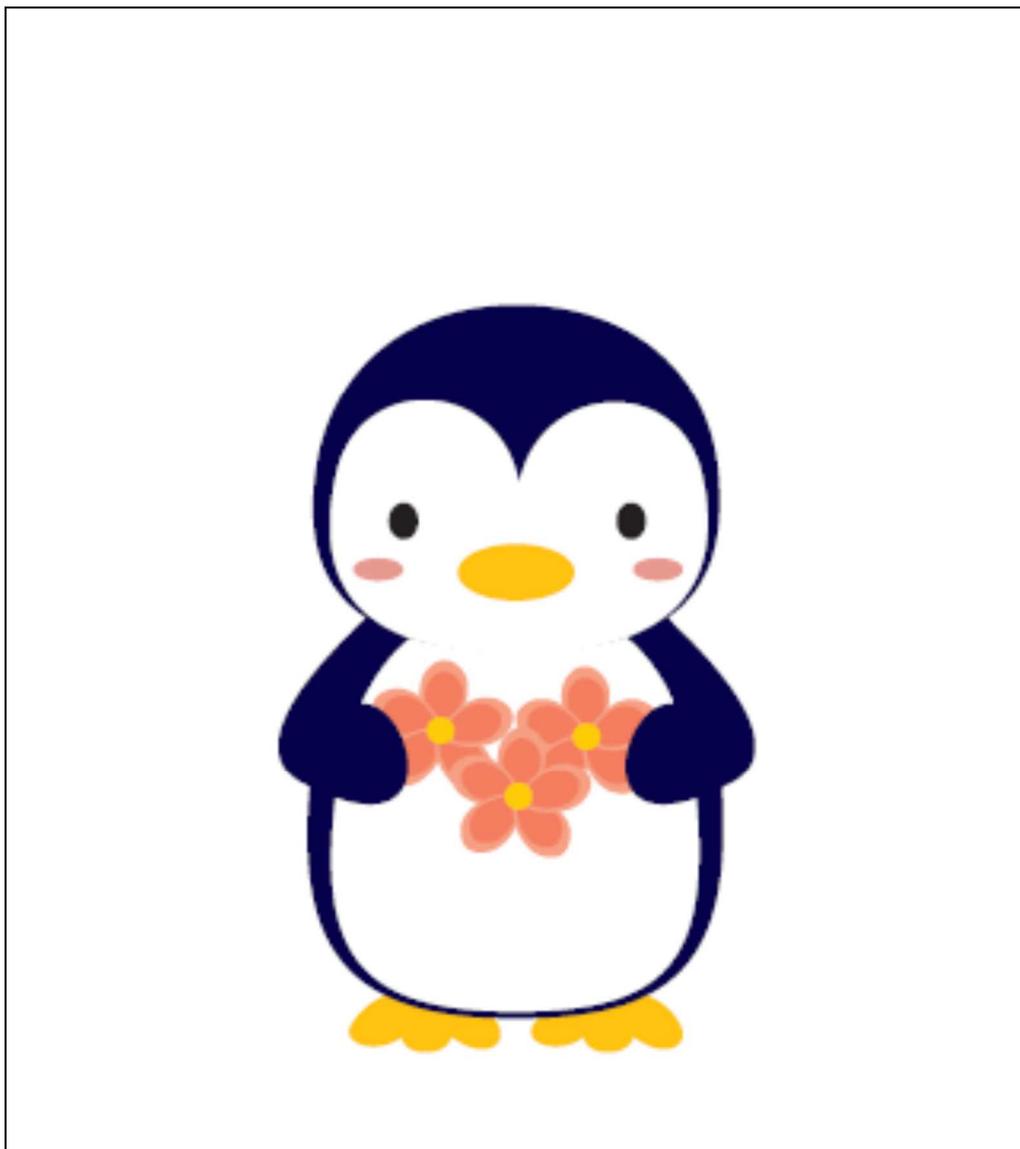


いじめ防止基本方針



平成 28 年 4 月改定

土佐清水市立 中浜小学校

土佐清水市立中浜小学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校の学校教育目標は、「いつも笑顔で元気です」である。我々の目指す教育・児童像といじめとは相容れないものである。しかし、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起きうると考えなければならない。本校の児童が、しなやかな人権感覚を持ち、元気な笑顔で健やかに成長していくため、いじめ防止基本方針を定める。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

この「学校いじめ防止基本方針も認識」のもと、本校では児童の健全な心身の成長や命の尊厳を守るという観点から、保護者・地域住民はもとより関係機関とも連携しながら、いじめの未然防止や実態把握に努め、課題の克服に向けて真摯に取り組むたいと考えている。また、この取り組みは、学校教育が担う役割を全教職員が自覚し、誠実に公教育の使命を果たす営みに通じるものと確信する。いじめへの対応は、本校の教育活動において重要な課題である。いじめに関わる未然防止の取り組みはもちろんのこと、いじめの早期発見や対応を以下に示し、一人ひとりの子ども達が生き生きと日々の学校生活を送れるように、学校としての取り組みを推進する。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- ◇いじめが全ての児童に関係する問題であることを認識し、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめがなくなる事を目指す。
- ◇どの児童もいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないようにしていく。そのため、いじめが児童の心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する児童の理解を深める。
- ◇いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題克服を目指す。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

=いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第2条=

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

《具体的ないじめの態様（例）》

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 身体の動作について不快なことを言われる
 - ・ 存在を否定される
 - ・ 嫌なあだ名を付けられ、しつこく呼ばれる

- 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる
 - ・遊びやチームに入れない
 - ・席を離される
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・身体をこづかれたり、触って知らないふりをされる
 - ・殴られる、蹴られるが繰り返される
 - ・遊びと称して対象の子が技をかけられる
- 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てたりされる
 - ・脅され、お金を取られる
 - ・靴に画鋸やガムを入れられる
 - ・写真や鞆、靴等を傷つけられる
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・万引きやかつあげを強要される
 - ・人前で衣服を脱がされる
 - ・教師や大人に暴言を吐かせられる
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ・パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる
 - ・いたずらや脅迫のメールが送られる

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめの理解

児童等は、いじめを行ってはならない。《法第4条》

いじめは、どの集団でも、どの学校でも、どの子どもにも起こる可能性がある。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば、無秩序や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気的形成をすることが必要である。いじめには、様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは、人権侵害であり人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴力、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

4 いじめ対策委員会

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

いじめ対策委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。この会は、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応する。いじめに係る疑いがある時には、本会が組織的にいじめであるかどうかの判断を行う。そのため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずにすべていじめ対策委員会に報告・相談する。

① 組織の役割

- ◇いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正。
- ◇いじめに関する校内研修の企画・検討。
- ◇いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- ◇いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ◇いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ◇重大事態の調査のための組織については、学校がその調査等を行う場合の母体となる。

② 組織の構成員

構成する教職員は、校長、教頭、生徒指導担当者、人権教育主任、学級担任、養護教諭(講師)、事務職員とする。(全教職員による)

③ 組織運営上の留意点

いじめ対策部会を実際に機能させるに当たっては、外部専門家の助言を得る。

5 いじめ防止のための取組

いじめを未然に防止するためには、さまざまな行事等を通して、児童一人ひとりが認められ、互いに思いやれる関係づくりに全校挙げて取組まなければならない。また、一人ひとりを大切にしたい授業を展開し、確かな学力の定着を図っていく中で、学習活動での達成・成就感を味わわせ、自尊感情を育むよう努めなければならない。

一方、保護者・地域に対しては、いじめに関する情報の共有と発見・解消に向けての連携に努めなければならない。

〈学校づくり・授業づくり〉

- ◇児童が自尊感情を育み、学級の一員としての自覚をもてる学級づくりを行う。
- ◇年2回のQ-Uアンケートを実施し、児童の実態把握に努める。また、疑わしい事象のある場合は、即座に支援会議またはいじめ対策委員会を開催する。
- ◇すべての児童が授業場面で活躍できるための授業改善を目指す。
- ◇一人ひとりを大切にしたい楽しい授業・わかる授業を推進し、確かな学力の向上を図るとともに、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。

〈集団づくり・児童理解〉

- ◇児童の居場所・児童の存在感（仲間作り）を大切に学校づくりを進めていく。
- ◇構成的グループエンカウンター等を用い仲間作りを進める。
- ◇障害（発達障害を含む）のある児童についての理解を深める。
- ◇児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気づく学校行事等を計画する。

〈教職員の資質能力の向上〉

- ◇授業を担当するすべての教職員が公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会を、いじめ防止のための年間指導計画に位置づけ実施していく。
- ◇教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- ◇日常的にいじめについての問題に触れ、「いじめは、人間として絶対に許されない」との信念をもっていることを、さまざまな場面において児童に示す。
- ◇一人で問題を抱え込むことなく、管理職への報告や学年等への協力を求め、組織的な対応を心掛ける。

6 いじめの早期発見、早期対応

(1) いじめの発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日ごろから教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、大人の気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切である。

《早期発見の留意点》

- ① 子どもたちの立場に立つ。
- ② 子どもたちを共感的に理解する。
- ③ いじめは大人の見えないところで行われている。
- ④ いじめられている本人からの訴えは少ない。
- ⑤ ネット上のいじめは最も見えにくい

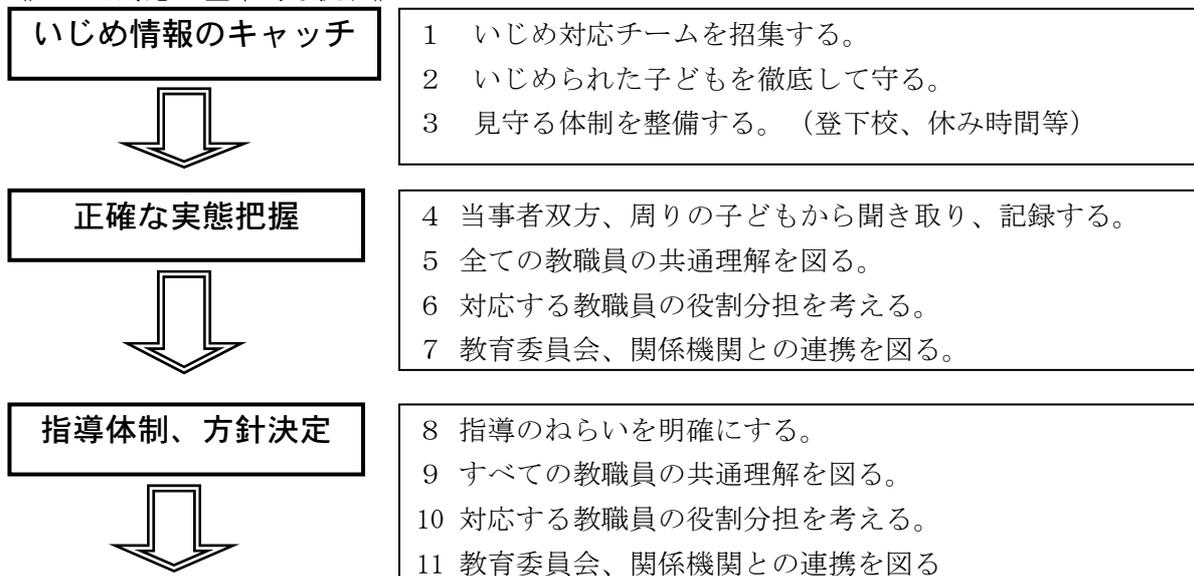
《早期発見の手立て》

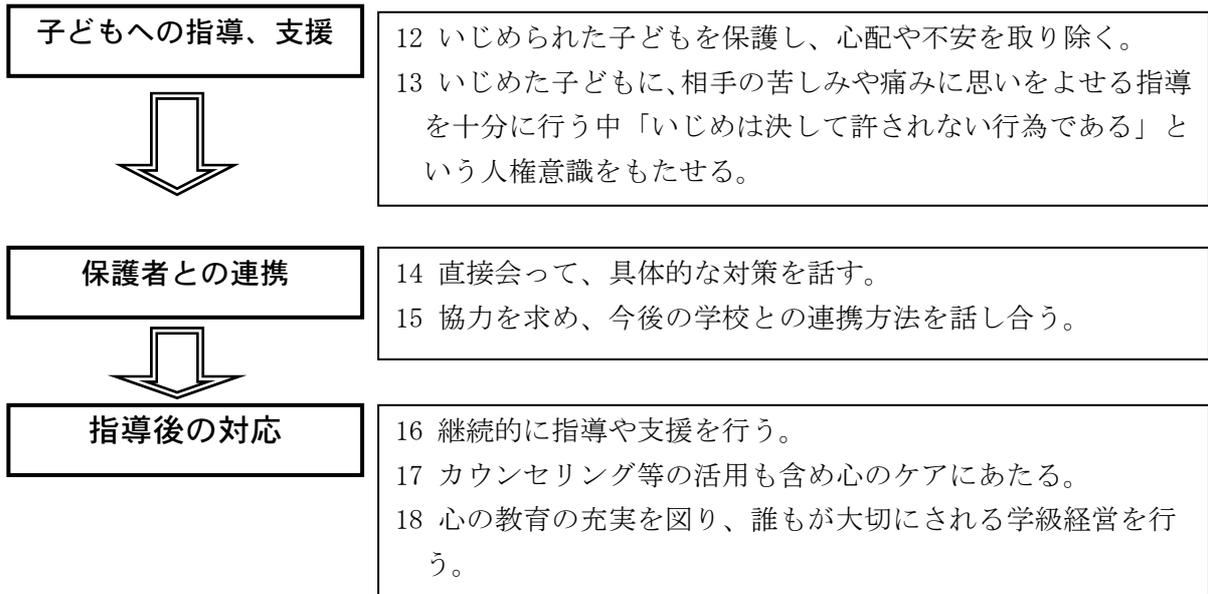
- ① 日々の観察子どもがいるところは、教職員がいる
- ② 観察の視点集団をよく見る視点が必要である
- ③ 生活ノートコメントのやりとりから信頼関係を築く
- ④ 教育相談気軽に相談できる雰囲気をつくる
- ⑤ いじめ実態調査アンケートアンケートは実施時の配慮が必要である

(2) いじめへの対応

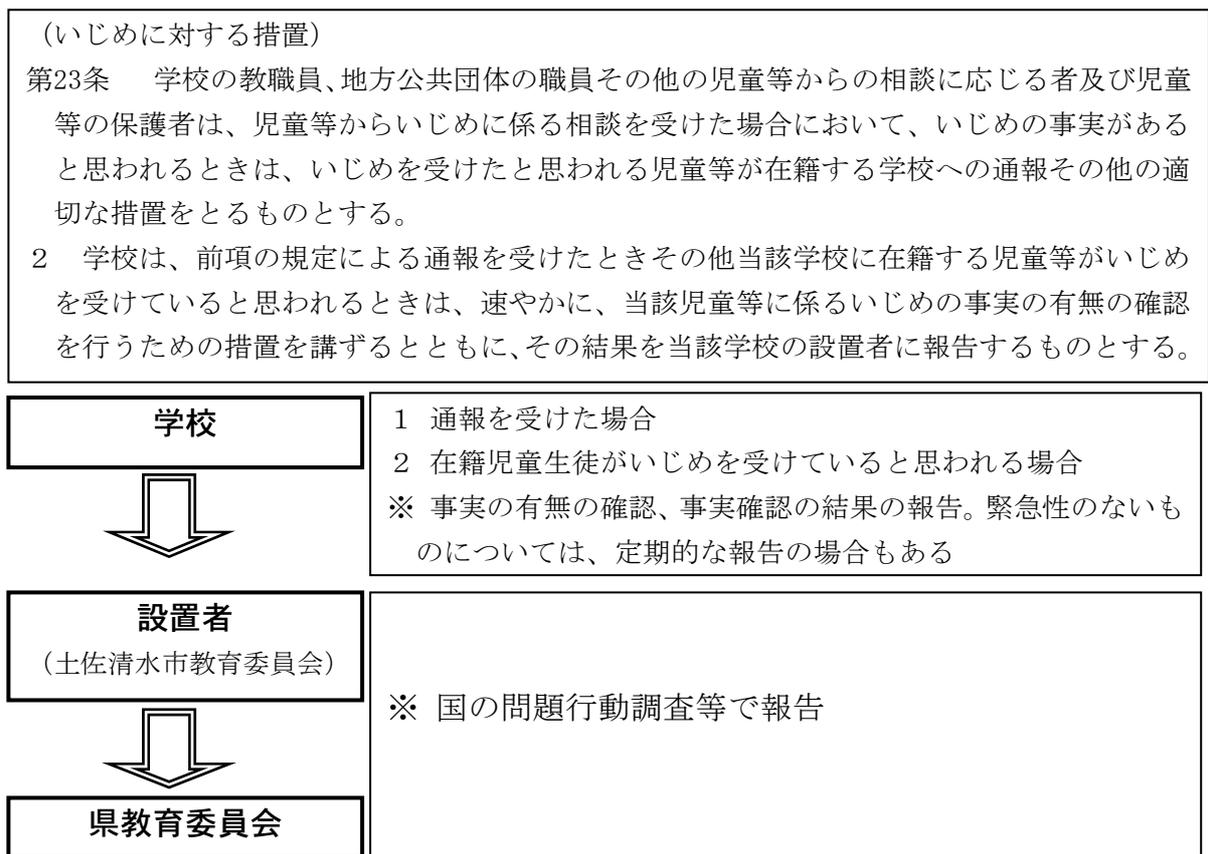
- ① 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ② 学校内だけでなく、関係諸機関や専門家等と協力をして解決にあたる。
- ③ 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- ④ いじめの対策部会が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
- ⑤ いじめであると判断されたら、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消まで、「組織」が責任を持つ。
- ⑥ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑦ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。

《いじめ対応の基本的な流れ》





(3) 重大事態以外の発生の報告



7 保護者・地域、関係機関と連携した取組

P T Aや地域の関係団体との連携促進

学校だけでは解決が困難な事案に関しては、教育委員会や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導担当の教員を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換等の連携を大切に進めておく。

いじめた児童のおかれた背景に、家庭の要因が考えられる場合には、福祉事務所、民生委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する。

8 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1) 重大事態の発生と調査

学校は、「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、重大事態委員会を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

① 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

② 調査の趣旨等

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童やその保護者からの申し立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

③ 調査を行うための組織について

重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、重大事態委員会を設ける。この組織の構成については、学識経験者、心理や福祉の専

門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)に参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

④ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、重大事態に至る要因になったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校が事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても事実にしかりと向き合い、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

⑤ いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- いじめられた児童生徒からの聴き取りを十分に行うとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。この際、いじめられた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である(例えば、質問票の使用にあたり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)。
- いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。
- 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
- いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- 教育委員会が、事案の重大性を踏まえて、より積極的に指導・支援を行い、関係機関とも適切に連携し対応にあたる。

⑥ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

- 児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

(2) 調査結果の提供及び報告

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）等について説明する。

これらの情報の提供にあたっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

② 調査結果の報告

調査結果については、村長に報告する。上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

9 いじめ防止基本方針の評価

(1) 基本方針の策定後、法の施行状況、高知県内の動向等を勘案して、学校が主体となって基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

(2) いじめを隠蔽せず、いじめの事態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

①いじめの早期発見に関する取組に関すること。

②いじめを防止するための取組に関すること。